

西監第44号
令和8年7月13日

西条市長	越智三義殿
西条市議会議長	一色輝雄殿
西条市農業委員会会長	加藤藤茂殿
西条市選挙管理委員会委員長	梶本環殿

西条市監査委員	高橋雄次
西条市監査委員	徳増竜伍
西条市監査委員	高橋保

令和8年度定期監査等結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに西条市監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに西条市監査基準第14条第1項及び第17条の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査を実施した時期

- (1) 実施期間 令和8年5月18日から令和8年6月24日まで
- (2) 聴取日 令和8年6月24日

2 監査の種類

定期監査等（財務監査、行政監査）

3 監査の対象

- ① 防災危機管理課 ② 消防本部・消防署 ③ 議会事務局 ④ 農業委員会事務局 ⑤ 選挙管理委員会事務局

4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 予算の執行は適正な権限者が行いその手続は適正か。
- (3) 事務の執行は法令等に従って適正に行われ、違反するものはないか。
- (4) 事務の執行は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

5 監査の範囲及び方法

主に令和7年度における予算の執行状況及び収入、支出、契約事務等が関係法令に基づき適正に行われているか等について、監査資料・関係帳簿の提出を求め審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

6 監査の結果

各監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令に準拠し、おおむね適正に処理されていた。
監査の概要については、次のとおりである。

監 査 の 概 要

第 1 防災危機管理課

令和 8 年 4 月 1 日から、危機管理課を防災危機管理課に改称し、くらし安全係は交通防犯係に改称し、くらし安心課へ移管された。

1 主な事務事業（1 1 から 1 4 までの事業は、くらし安心課へ移管）

- | | |
|--------------------------------|------------------------------|
| (1) 危機管理に関すること。 | (11) 防犯に関すること。 |
| (2) 防災計画に関すること。 | (12) 交通安全の保持、交通事故相談に関すること。 |
| (3) 水防計画に関すること(他の所管に属するものを除く。) | (13) 交通安全対策会議その他関係団体等に関すること。 |
| (4) 国民保護に関すること。 | (14) 市民の安全に関すること。 |
| (5) 自主防災組織に関すること。 | |
| (6) 災害時の関係機関との連絡調整に関すること。 | |
| (7) 災害時相互応援協定に関すること。 | |
| (8) 災害対策本部の設置及び実施に関すること。 | |
| (9) 災害予防に関すること。 | |
| (10) 自衛官募集に関すること。 | |

2 職員の配置状況

令和 8 年 3 月末現在 1 3 人、係別の配置状況は次のとおりである。

副部長兼課長	1 人	副課長	1 人
		危機管理係	6 人（内 1 人任用職員(パート月給)）
		くらし安全係	5 人（内 1 人任用職員(パート月給)、2 人任用職員(パート時給)）

第 2 消防本部・消防署

1 主な事務事業

消防総務課

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| (1) 消防事務の企画調整に関すること。 | (4) 消防施設の整備及び維持管理に関すること。 |
| (2) 職員の人事、管理等に関すること。 | (5) 消防団関係事務に関すること。 |
| (3) 消防庁舎等の保全に関すること。 | (6) 他の課に属しないこと。 |

警防課

- | | |
|--------------------------------|---------------------------------|
| (1) 警防計画に関すること。 | (6) メディカルコントロール体制に関すること。 |
| (2) 消防車両の整備及び更新に関すること。 | (7) 救急医療機関及び救急関係団体との連絡調整に関すること。 |
| (3) 消防水利整備計画及び開発行為に関すること。 | (8) 消防相互応援協定及び緊急消防援助隊に関すること。 |
| (4) 水防計画に関すること(他の所管に属するものを除く。) | |
| (5) 消防防災に関すること。 | |

予防課

- (1) 火災予防の企画及び指導に関する事。
- (2) 防火団体等の事務及び育成指導に関する事。
- (3) 建築確認等の同意に関する事。
- (4) 消防用設備等の指導及び検査に関する事。
- (5) 防火対象物の査察、指導及び検査に関する事。
- (6) 防火管理者の資格講習及び指導に関する事。
- (7) 火災予防運動の計画に関する事。

- (8) 危険物の規制及び管理調査に関する事。
- (9) 火薬事務に関する事。
- (10) 火災の調査及び報告に関する事。
- (11) リ災証明に関する事。
- (12) 危険物等の安全管理に関する事。
- (13) 消防法令違反対象物の違反処理に関する事。

指令課

- (1) 出動指令に関する事。
- (2) 気象観測事務に関する事。
- (3) 警報等の受理及び伝達に関する事。

- (4) 消防指令システムの整備及び保守管理に関する事。
- (5) 無線局運用の適正化に関する事。

消防署

- (1) 災害活動に関する事。
- (2) 火災予防運動に関する事。
- (3) 各種消防クラブの指導育成に関する事。
- (4) 自衛消防隊の指導に関する事。

- (5) 応急手当の普及啓発に関する事。
- (6) 水防活動に関する事。
- (7) その他、消防業務に関する事。

2 職員の配置状況

令和8年3月末現在152人、係別の配置状況は次のとおりである。

消防長 1人

次長兼消防総務課長 1人

警防課長 1人

副課長 1人

予防課長 1人

指令課長 1人

総務係 2人

消防施設係 2人

消防団係 3人

警防係 2人(副課長含む。)

救急救助係 2人

予防係 2人

危険物係 2人

消防設備係 2人

第1指令係 3人

第2指令係 3人

第3指令係 3人

次長兼東消防署長 1人

副署長(1部担当) 1人

(1部) 第1庶務係長 1人

第1消防係長 1人

第1救助係長 1人

第1救急係長 1人

隊員 15人

副署長(2部担当) 1人

(2部) 第2庶務係長 1人

第2消防係長 1人

第2救助係長 1人

第2救急係長 1人

隊員 15人

副署長(3部担当) 1人

(3部) 第3庶務係長 1人

第3消防係長 1人

第3救助係長 1人

第3救急係長 1人

隊員 15人

次長兼西消防署長	1人				
副署長（1部担当）	1人	副署長（2部担当）	1人	副署長（3部担当）	1人
（1部）第1庶務係長	1人	（2部）第2庶務係長	1人	（3部）第3庶務係長	1人
第1消防係長	1人	第2消防係長	1人	第3消防係長	1人
第1救助係長	1人	第2救助係長	1人	第3救助係長	1人
第1救急係長	1人	第2救急係長	1人	第3救急係長	1人
隊員	15人（専門員1人含む。）	隊員	15人	隊員	14人

3 指摘事項等の概要（アは指摘事項、イはアに対する回答、ウは監査委員の意見を表す。以下、3 指摘事項等の概要において同じ。）

(1) 消防本部庁舎害虫防除委託業務

ア 収入印紙の貼付がないが、当該契約書は非課税文書に該当するのか。

イ 貼付する必要がある。

(2) 消防団幹部視察研修に係る貸切バス借上げ業務

ア 契約書に200円の収入印紙が貼付されている。運転手付きバスの借上ならば、印紙税法別表第一課税物件表の第1号の4文書に該当との認識であるが、当該契約書は何号文書に該当するのか。

イ 当該業務は運転手付きバスの借上で、第1号の4文書であり400円の収入印紙の貼付が必要であった。

ウ 関係法令に基づいた適正な事務処理に努められたい。

第3 議会事務局

1 主な事務事業

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| (1) 公印の管守に関すること。 | (14) 議会図書に関すること。 |
| (2) 儀式及び交際に関すること。 | (15) 関係法規の調査研究に関すること。 |
| (3) 議会費予算及び経理に関すること。 | (16) 議会報に関すること。 |
| (4) 議員の議員報酬及び費用弁償に関すること。 | (17) 本会議、委員会及び協議会に関すること。 |
| (5) 議員共済に関すること。 | (18) 議決事件の処理に関すること。 |
| (6) 議員の身分に関すること。 | (19) 会議録の調製及び保管に関すること。 |
| (7) 職員の人事に関すること。 | (20) 請願書及び陳情書に関すること。 |
| (8) 旅行命令及び旅費の計算に関すること。 | (21) 議員の提出議案及び意見書に関すること。 |
| (9) 物品の出納及び保管に関すること。 | (22) 発言通告に関すること。 |
| (10) 文書の收受、発送及び保管に関すること。 | (23) 議事日程及び諸般の報告に関すること。 |
| (11) 議場その他議会各室の管理に関すること。 | (24) 議員の出欠席に関すること。 |
| (12) 各種資料の収集及び整備に関すること。 | (25) 議会の傍聴に関すること。 |
| (13) 調査事項の照会及び回答に関すること。 | |

2 職員の配置状況

令和8年3月末現在10人、係別の配置状況は次のとおりである。

事務局長	1人	議事課長	1人	副課長	1人	調査広報係	3人（内1人任用職員（パート月給）、副課長含む。）
						議事係	5人

第4 農業委員会事務局

1 主な事務事業

- (1) 公印の管理に関する事。
- (2) 給与その他人事に関する事。
- (3) 規則、訓令等の制定及び改廃に関する事。
- (4) 事務局の庶務に関する事。
- (5) 委員会の会議に関する事。
- (6) 委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に関する事。
- (7) 農地法（昭和27年法律第229号）その他の法令によりその権限に属させられた農地等の利用関係の調整に関する事項並びに特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）によりその権限に属させられた事項に関する事。
- (8) 土地改良法（昭和24年法律第195号）その他の法令によりその権限に属させられた農地等の交換分合及びこれに付随する事項に関する事。
- (9) 農地等の利用の最適化の推進（農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進をいう。）に関する事項に関する事。
- (10) 法人化その他農業経営の合理化に関する事。
- (11) 農業一般に関する調査及び情報の提供に関する事。
- (12) 国有農地の管理に関する事。
- (13) 農地台帳の整備及び公表に関する事。
- (14) 農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予に関する事。
- (15) 諸証明に関する事。
- (16) 農地バンク事業に関する事。
- (17) 農業者年金に関する事。

2 職員の配置状況

令和8年3月末現在5人、職員配置状況は次のとおりである。
事務局長 1人 次長 2人 係 2人

第5 選挙管理委員会事務局

1 主な事務事業

- (1) 委員会の招集及び議事に関する事。
- (2) 委員又は補充員との連絡に関する事。
- (3) 直接請求に関する事。
- (4) 法の規定による選挙の管理、執行に関する事。
- (5) 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）の規定による審査の事務に関する事。
- (6) 選挙の諸証明に関する事。
- (7) 選挙の啓発に関する事。
- (8) 明るい選挙の推進に関する事。
- (9) 検察審査会法の規定による検察審査員候補者の選定に関する事。
- (10) 特別法の住民投票に関する事。
- (11) 法の規定による政治活動の規制に関する事。
- (12) 選挙制度の調査研究に関する事。
- (13) その他、委員会の庶務に関する事。

2 職員の配置状況

令和8年3月末現在3人、職員配置状況は次のとおりである。
事務局長 1人 次長 1人 書記 1人

3 指摘事項等の概要

(1) 手数料業務関係全般について

- ア 単価契約等による契約事務を行える業務はなかったのか。一連の事務について、適正な事務処理となるよう見直しをされたい。
- イ 一連の書類の整備や根拠規定の明記などを徹底する。単価が把握できる業務については、単価契約を締結する等適正な事務執行を徹底する。
- ウ 前例踏襲で事務処理を進めることのないよう、関係法令等に基づいた適正な事務処理に努められたい。